

「日本オリーブオイル品評会」実施要領

1 目 的

香川県小豆島にオリーブが植栽され、110年を迎えるにあたり、「日本オリーブオイル品評会」を開催することにより、香川県産及び国産オリーブオイルの品質向上並びに消費拡大に寄与する。

2 名 称

「日本オリーブオイル品評会」と称する。

3 主 催

香川県

4 出 品

(1) 出品対象の要件

国内で栽培されているオリーブ樹から平成30年9月以降に収穫されたオリーブの果実のみを原料として、国内で製造されたオリーブオイルであって、販売を目的として製造された製品を対象とする。

(2) 出品条件

- ・ 出品は、オリーブオイルを製造（一部委託製造を含む）及び販売している事業者単位とする。
- ・ 出品物は、1事業者あたり3製品を上限とする。
- ・ 出品物は、販売する製品の形態で出品する。
- ・ 出品物は、3本以上かつ合計540g（600ml）以上とする。

(3) 出品申込方法

出品希望事業者は、別紙の出品申込書により、別に定める日までに事務局（香川県農政水産部農業生産流通課）に申し込むものとする。

(4) 出品方法

出品物の受付けについては、別に定めるとおりとする。

5 審 査

審査に必要な事項は別に定めるとおりとする。

6 表彰

(1) 賞区分【予定】

審査の結果、優秀なものに次の賞を贈る。

農林水産大臣賞（1点）

香川県知事賞（1点）

香川県議会議長賞（1点）

香川県農政水産部長賞（2点）

オリーブ植栽110周年記念事業実行委員会賞（2点）

一般社団法人日本オリーブオイルソムリエ協会理事長賞（2点）

一般社団法人日本オリーブオイルテイスター協会会長賞（2点）

香川県オリーブ生産者ネットワーク会長賞（2点）

この他、一定水準以上の出品物に金賞、銀賞を付与する。

(2) 表彰式

期 日 平成31年3月16日（土）

場 所 小豆島オリーブ公園（香川県小豆郡小豆島町西村甲1941-1）

その他、表彰式の詳細については別に定めるとおりとする。

7 その他

(1) 出品料は徴収しないが、出品物は返還しない。

(2) 出品者は、本実施要領に基づき応募することとし、関連法令等を遵守すること。

(3) 入賞製品の出品者は、表彰式への出席及び主催者の実施するイベント等における入賞製品の出品等に協力を行うこと。

(4) その他、本品評会の開催に必要な事項は、香川県が定める。